

## 宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン（仮称）策定支援業務委託仕様書

### 1. 業務名

宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン（仮称）策定支援業務委託

### 2. 業務の趣旨・目的

本市では、現在「第二期子ども・子育て支援プラン」に基づき子ども・子育て支援施策を推進しているところであるが、令和6年度末で計画期間が満了することに伴い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「宮崎市第三期子ども・子育て支援プラン（仮称）」（以下、「次期プラン」という）を策定する。

本業務委託は、本市が実施した、次期計画策定のための子育て支援に関するニーズ調査等の分析及び本市の子育て支援における課題の整理、子ども・子育て支援事業の量の見込の算出、目標量の設定等を行い、次期プラン策定の支援を行うことを目的とする。

また、次期プランは「宮崎市第二期子ども・子育て支援プラン」の内容を継承しつつ、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」に位置づけ「子ども・子育て事業支援計画」及び「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策についての計画」、「市町村子ども・若者計画」等を一体的に策定するものとする。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 4. 業務の留意点

次期プランは、現行の「第二期宮崎市子ども・子育て支援プラン」で位置づけた、以下の③～⑦の計画に加えて、新たに①～②の計画を包含して策定するものである。

また、策定にあたっては、国の「こども大綱」を勘案するとともに、国、県の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向等にも十分留意すること。

- ①こども計画（こども基本法第10条）
- ②子ども若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ③子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ④市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ⑤子どもの貧困対策市町村行動計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）
- ⑥母子保健計画（母子保健計画策定指針）
- ⑦「新・放課後子ども総合プラン」（文部科学省・厚生労働省通知）

### 5. 業務内容

#### （1）ニーズ調査の分析

- ①市が令和5年度中に実施したニーズ調査（以下、ニーズ調査という）の結果の単純

集計及びクロス集計、整理、分析を行う。

②集計データについては、すべての設問ごとに、設問タイトル、数値、グラフ、表等を記載すること。自由記載については、項目ごとに分類して整理すること。

③過去の調査項目と比較可能な項目については、経年変化も捉えた分析を行うこと。

④ニーズ調査の対象者、調査数については以下のとおり。

対象者	配付数	回答方法	実施時期
小学校入学前児童	10,000 通	WEB	R6 年 3 月
小学生	6,000 通	WEB	R6 年 3 月

※回答率は 20%を見込んでいる

## (2) 現状や課題の分析と調査結果報告書の作成

①ニーズ調査の概要（目的、実施方法、配布数、回答方法、回答率、調査結果の見方、配布した調査票等）とともに図表やコメント（要約や考察）を加えて報告書を作成すること。

②ニーズ調査の結果に加えて、現行計画の取組状況、国や宮崎県の動向、市の人口動態、少子化の状況などを整理し、本市の子ども・子育て支援に係る現状を分析し、次期計画策定に向けた課題抽出を行い、報告書を作成すること。

③現状や課題の分析にあたっては、以下の子どもの貧困やひとり親世帯、少子化等に関する調査（いずれの調査も結果の入力データーを本市から提供する。）についてもあわせて分析を行うこと。

調査名	回収数
宮崎県子どもの生活状況調査	627 件
ひとり親世帯生活実態調査	約 500 件
(仮称) 少子化に関する調査	未定 (R6 年 4 月実施予定)

④報告書は、集計データ及び報告書データを保管した電子媒体により提出すること。

## (3) 量の見込みの算出及び目標量の設定

ニーズ調査結果や現行計画の取組状況、国の指針等を踏まえ、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果にサービス提供状況や見込み量、宮崎市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、計画における各種事業の目標量を算出し、確保方策についての検討・支援を行う。

## (4) 次期プラン策定支援

①本市が次期プランを策定するにあたり、高い専門性と豊富な経験等を有する立場から助言を行うこと。

- ②こども基本法や子ども・子育て支援法、児童福祉法等関連法令と次期プランの内容との整合性を図るため、関連法令の改正等の情報を収集し、専門的知見を宮崎市に情報提供し、助言を行う。併せて、全国自治体の取り組み状況についても情報提供する。
- ③本市が策定した次期プラン素案の校正等を行う。

#### (5) 計画書及び概要版（大人版、こども版）の作成

策定した次期プラン及びその概要版を作成する。次期プランの内容をわかりやすく市民に周知することを目的とするため、見やすいレイアウトやデザインに配慮すること。また、概要版については、次期プランの内容を簡潔に整理した概要版に加えて、こどもにもわかりやすいよう文言やデザインを工夫したこども版との2種類を作成すること。

### 6. 成果品

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を電子媒体に記録したものを納品すること。なお、電子データは汎用性のあるソフトMicrosoftWord、MicrosoftExcel を使用して、閲覧及び修正が可能な形式を用いることとする。

また、(1)～(3)については、PDF版も納品すること。

#### (1) 宮崎市こども計画

A4判150頁程度、表紙フルカラー、本編1色、表紙デザイン・レイアウト込み。

#### (2) 宮崎市こども計画概要版

A4判8頁程度、フルカラー、デザイン・レイアウト込み。

#### (3) 宮崎市こども計画概要版（こども向け用）

A4判4頁程度、フルカラー、デザイン・レイアウト込み。

#### (4) 次期計画に掲載した図表のデータや資料（編集可能な状態とする）

### 7. スケジュール（予定）

概ね以下のスケジュールを想定している。

なお、次に示すスケジュールは、受託者の提案を踏まえ調整するとともに、今後の本市での議論等により変更が生じる場合がある。

令和6年5月	市民意識調査の分析及び現状・課題の分析完了
6月	量の見込み（速報値）の算出
8月	次期プラン骨子案決定
10月	次期プラン素案作成
1月	パブリックコメント実施
3月	計画決定

## 8. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と常に連絡を取ることとし、この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、最新の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。
- (3) 受託者の責に帰すべき理由により、当市または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 本業務で作業された報告書等のデータの著作権については、発注者に帰属するものとする。